

託児室利用規程

託児室利用に際しましては下記の事項をご確認の上、お申し込み下さい。

【1】託児室について

1. 本託児室は、国際人権法学会から委託を受けた株式会社ポピンズ（<http://www.poppins.co.jp/>）が運営致します。
2. 託児室の利用は学会参加者の同伴するお子様に限ります。生後3ヶ月～10歳までのお子様を対象とします。

【2】料金について

1. 利用料金は、一日につき、3,000円/お子様1名です。
2. キャンセルの場合は、11/14(水)17:00までにご連絡下さい。
11/14(水)17:00からキャンセル料が発生します。

【3】ご利用にあたって

1. 事前に申込みされた方でも、お子様が病気の場合には原則としてお預かりできません。お熱が37.5度以上、また感染症にかかっている、またはその疑いがある場合は他のお子様への影響を避けるため、病院より登校・登園許可がおりるまではお預かり出来ません。ご了承頂けますようお願い申し上げます。
2. お子様の昼食は、保護者の方とご一緒にお取り頂くことも、持参していただいた昼食を託児室にてシッターが差し上げることも可能です。また、与薬される場合は保護者の責任で行ってください（シッターは原則として与薬できません）。
3. 当日はお子様の着替えとタオル（乳児は紙おむつ等）、飲み物、必要であれば昼食・おやつ等をご持参下さい。
4. お迎えは原則としてお預け時と同じ方をお願いいたします。代理の方へのお引き渡しをご希望の場合は、受付時にお申し出ください。もし異なる場合には、身分証明書の提示をお願いする事がございます。
5. 事故等が起こらないよう最大限の努力は払いますが、不測の事態に対しては、保護者が迅速に対応することを前提としています。そのため、当日の緊急連絡先（携帯電話番号）は必ず申込書に記入してください。また、託児中は学会会場から外出しないでください。
6. 託児中、万一事故が起きた場合は、シッター会社が加入するベビーシッター総合補償制度（賠償責任保険）の範囲内で補償されますが、当該限度額を超える損害等については国際人権法学会では責任を負いかねますので、ご了承下さい。